

別表3

公金徴収等業務委託【経費の負担区分】

経費負担区分については、以下のとおりとする。なお、記載以外の経費の負担については委託者と受託者で協議のうえ決定する。

業務使用物品等の負担区分

項目	内 訳	委託者負担	受託者負担
事務所使用料	施設使用料(執務場所)	○	
通信運搬費	水道料金、下水道使用料等納入通知書郵送料		○
	水道料金、下水道使用料等督促状郵送料		○
	水道料金、下水道使用料等催告書郵送料		○
	給水停止予告通知書郵送料		○
	その他通信費		○
	その他委託者が必要と認めるもの	○	
収納手数料	口座振替手数料	○	
	コンビニ収納代行手数料	○	
	カード決済手数料	○	
	公金収納データ作成手数料	○	
	納入通知書窓口取扱手数料	○	
	現金納入手数料(郵便局関東以外)	○	
	郵便振替手数料	○	
	納付書取扱手数料	○	
	その他委託者が必要と認めるもの	○	
印刷製本費	水道料金、下水道使用料等納入通知書用紙		○
	水道料金、下水道使用料等督促状用紙		○
	多目的ハガキ用紙		○
	使用水量のお知らせ(検針票)用紙		○
	封筒・窓あき封筒		○
	口座振替依頼書		○
	納入指導通知書		○
	給水停止予告通知書		○
	給水停止執行通知書		○
	検針業務で使用する各種お知らせ		○
	その他委託者が必要と認めるもの	○	

項目	内 訳	委託者負担	受託者負担
委託料	上下水道料金システム保守	○	
	コンビニ収納システム保守	○	
使用料及び賃借料	圧着シーラー機(保守料含む)	○	
	コンビニ収納システム	○	
	上下水道料金システム	○	
	その他委託者が必要と認めるもの	○	
消耗品費	コピー用紙		○
	ハンディターミナルに係る消耗品		○
	プリンターに係る消耗品		○
	レジスターに係る消耗品		○
	検針業務に係る消耗品		○
	その他委託者が必要と認めるもの	○	
業務用備品	コピー機		○
	レジスター		○
	机、椅子、ロッカー、キャビネット、書庫、金庫	○	
	領収日付印		○
	文具等		○
	その他委託者が必要と認めるもの	○	
修繕費	業務上の過失又は故意により生じた修繕		○
	その他委託者が必要と認めるもの	○	
現場備品	閉栓キャップ購入料	○	
	エンジンポンプ、手動ポンプ等購入費		○
	ペンライト、検針棒等購入費		○
	その他委託者が必要と認めるもの	○	
被服費	事務従事者証		○
	業務員制服		○
	検針員制服		○
	検針員腕章		○
	名札入れ等		○
	その他委託者が必要と認めるもの	○	
営業車両	営業車両の調達、維持に係る経費		○
燃料費	営業車両等に係るガソリン代等		○
	検針業務に要するガソリン代等		○
保険料	傷害保険、車両保険等		○